

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 1 9 日

指定居宅サービス・指定地域密着型サービス
指定介護予防サービス事業者
(介護職員処遇改善加算対象サービスに限る。)
指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・
指定介護療養型医療施設の開設者

各位

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進担当課長

令和 4 年度介護職員処遇改善加算実績報告書の提出について (通知)

日頃から、介護保険サービスの適正な提供に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した事業所については、事業年度ごとに実績報告書の提出が必要です。
ついては、次のとおり受付を行いますので、期限内に提出をお願いします。

1 報告対象 川崎市に所在する令和 4 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算
および介護職員等ベースアップ等支援加算のサービス算定事業所

2 提出方法 LoGo フォーム (インターネットブラウザ上で申請受付)
URL : <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000044743.html>
※本市ホームページにもリンクがございます。

3 提出期限

令和5年7月31日(月) 電子申請

- ・申請時のトラブルや担当者不在等の事由があったとしても**期日の延長は認められません**。事前に十分な準備を行い、時間に余裕をもって提出するようお願いいたします。
- ※各事業年度 (サービス提供月で 4 月から翌年 3 月まで) における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日

5 提出書類

- ・令和 4 年度実績報告書 (別紙 3)

6 注意事項

- ・川崎市HPに掲載されている指定の様式を使用してください。
- ・川崎市以外の事業所分も一括で算定している場合、その所在地の自治体 (指定権者) にも届出が必要です。
- ・実績報告書の内容が算定要件に該当しない場合や、実績報告書の提出がない場合は、支払を受けた加算の全額の返還を求めることがあります。

問い合わせ先 :

川崎市健康福祉局長寿社会部

高齢者事業推進課 事業者指定係

電話 044-200-2633

FAX 044-200-3926